

肝炎対策事業における マイナンバー利用の試行運用 が始まります！

1. 目的

当県では、マイナンバーの利用により、肝炎対策事業の手続きに必要な添付書類を省略することができるか確認・検証（以下、「試行運用」といいます。）することとなりましたので、マイナンバーの提供などにご協力ください。

2. 今後について

試行運用の結果、マイナンバーを利用することで、従来どおりの手続きが可能であることが確認されれば以下の添付書類の提出を省略できるようになります。

- (1)世帯員全員の「市町民税課税年額(所得割)を証明する書類」
- (2)申請者の医療保険の資格情報を確認できる書類

3. 試行運用中の手続きについて

試行運用にご協力いただける方は、従来と同様の添付書類の提出に併せて、下記のとおりご対応をお願いいたします。

- (1)「世帯員調査書兼同意書」に世帯員全員の自署・必要事項を記載し提出
- (2)保健所窓口で本人確認と世帯員全員のマイナンバーの確認

※本人及び世帯員のマイナンバーの確認に必要な書類等、詳しくは
裏面を確認してください。

4. マイナンバー利用の対象となる医療費助成事業について

- (1)肝炎治療特別促進事業（受給者証の交付申請等）
- (2)肝がん・重度肝硬変治療特別促進事業（参加者証の交付申請等）

6. 試行運用期間について

- ・令和8年1月から概ね3～4か月程度
- ・本格運用を開始する際は別途お知らせいたします。

試行運用手続きに必要な書類

1. 世帯員調査書兼同意書

- 申請者と住民票上同一世帯に属する者全員から同意をとること
- 同意する者自らが署名を行うこと。ただし、16歳未満の者の同意については代筆可
- 16歳未満の者については個人番号項目のみ省略可(その他項目は必須)
- 未記入の場合等、不備がある場合はマイナンバーと連携ができません

2. 申請者の身元が確認できる書類【原本】

- どちらかで確認
- 顔写真の入った身分証明書(次の書類のうち1点)
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 等
 - 顔写真の入っていない身分証明書(次の書類のうち2点)
年金手帳、児童扶養手当証書、納税証明書、住民票 等

3. 申請者のマイナンバー確認書類【原本】

以下のうちいずれか1点

- 申請者本人のマイナンバーカード
- 申請者本人の個人番号通知カード
- マイナンバーが記載された住民票

4. 世帯員全員のマイナンバー確認書類【写しでも可】

以下のうちいずれか1点

- 世帯員全員のマイナンバーカード
- マイナンバーが記載された住民票 又は 世帯員全員の通知カード

お問い合わせ

お問い合わせ先	所在地	電話番号	管轄市町
下関市立下関保健所	下関市南部町1-1	083-231-1935	下関市
岩国健康福祉センター	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1523	岩国市・和木町
柳井健康福祉センター	柳井市南町3-9-3	0820-22-3631	柳井市・周防大島町・上関町・田布施町・平生町
周南健康福祉センター	周南市毛利町2-38	0834-33-6425	下松市、光市、周南市
山口健康福祉センター	山口市吉敷下東3-1-1	083-934-2531	山口市
山口健康福祉センター	防府市寿町7-1	0835-22-3740	防府市
宇部健康福祉センター	宇部市琴芝町1-1-50	0836-31-3202	宇部市・美祢市・山陽小野田市
長門健康福祉センター	長門市東深川1344-1	0837-22-2811	長門市
萩健康福祉センター	萩市江向河添沖田531-1	0838-25-2669	萩市・阿武町
山口県健康増進課	山口市滝町1-1	083-933-2950	お問い合わせのみ